

造林公社問題検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社(以下「造林公社」という。)に係るこれまでの政策および造林公社の運営等について検証し、造林公社の経営の健全化等に資するため、造林公社問題検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)これまでの造林公社に係る国、滋賀県等の政策についての検証
- (2)これまでの造林公社の運営および経営改善の取組についての検証
- (3)造林公社が経営悪化に至った要因の明確化
- (4)その他目的を達するため必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、滋賀県知事が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年9月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。
- 4 委員会は公開とする。ただし、個人情報等の保護が必要である等委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の検証結果をとりまとめ、滋賀県知事に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年(2008年)10月21日から施行する。

造林公社問題検証委員会 委員名簿

(五十音順)

北 尾 邦 伸 京都学園大学バイオ環境学部教授

阪 田 眞 二 公認会計士

進 ひろこ 公募委員

(副委員長) 高 田 明 夫 弁護士

辻 淳 夫 レーク商事株式会社取締役社長

浜 田 久美子 作家、NPO法人森づくりフォーラム理事、
NPO法人共存の森ネットワーク理事

(委員長) 真 山 達 志 同志社大学政策学部長

吉 田 昌 之 京都大学名誉教授

役職等は、委嘱当時。

造林公社問題検証委員会会議公開方針

(平成20年12月18日第1回会議で決定)

第1 趣旨

この方針は、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」ならびに「造林公社問題検証委員会設置要綱」第5条第4項および第8条に基づき、造林公社問題検証委員会(以下「委員会」と言う。)の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱

1. 委員会の会議は、原則として公開するものとする。
2. 次のいずれかの場合にあっては、委員長が委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
 - (2) 公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の周知

委員会は、公開の会議を開催する場合(議題の一部について公開する場合を含む。)は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで(緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで)に県民生活課県民情報室(以下「県民情報室」という。)ならびに南部振興局、南部振興局甲賀県事務所、各地域振興局および高島県事務所の行政情報コーナーでの掲示ならびにインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

委員会の会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1. 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者(報道関係者を除く。)の内から委員長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。
また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。
- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2. 会議結果の公表

(1) 公開した会議の結果については事務局において、次の事項を記載した議事録(非公開の議題については会議要録)を作成するものとする。

ア 開催日時

イ 開催場所

ウ 議題

エ 議事の経過

オ その他必要な事項

(2) 議事録または会議要録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。

(3) 議事録または会議要録は、原則として1か月以内に会議資料とともに県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

第5 その他

1. 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
2. 本方針に定めのない事項は、委員長が委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

造林公社問題検証委員会傍聴要領

(平成20年12月18日第1回会議で決定)

第1 趣旨

この要領は、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」および「造林公社問題検証委員会会議公開方針」に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴の手続等

会議の傍聴を希望する者は、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付において、住所、氏名その他委員長が必要と認める事項を申し出て、傍聴を申し込むものとする。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定するものとする。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たないときは、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可することができるものとする。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はしないものとする。
- (4) 傍聴の許可を受けた者は、係員の指示に従い、会議の会場へ入場し、所定の席に着席しなければならない。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

第3 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

第4 傍聴人の遵守事項

1. 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (6) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること
 - (7) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと
 - (8) 前7号の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従うこと。
2. 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、注意を促し、なお注意に従わないときは、退場を命ずることができる。
3. 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

検 証 の 進 め 方

(平成20年12月18日第1回会議で決定)

1. 問題認識と検証の必要性について

(1) 事実の検証と経営悪化に至った原因の明確化

昭和40年代からの拡大造林施策の推進に伴う造林公社の多額の債務は、公社経営の悪化にとどまらず、これを支援する本県の県政運営上の大きな問題となっている。

平成20年9月に県が免責的債務引受を行った巨額の公庫債務を含め、こうした経営悪化に至った経過について、公社を取り巻く社会経済情勢、国や県の政策の状況、公社の事業運営の状況、経営改革の状況などを広範囲にわたって検証し、経営悪化に至った要因を明らかにし、県民、県議会への説明責任を果たす必要がある。

(2) 公社の抜本的改革と公社営林の適正な管理・活用

拡大造林施策により植林・保育が行われてきた約2万haに及ぶ公社営林は、本県の森林面積の約10分の1、人工林の約4分の1を占めている。

これだけの規模の公的管理森林が存在することは、木材生産、水源かん養、CO₂吸収など多面的な公益的機能の面から意義は大きく、それだけにこの森林資源をいかに守り育てるかは、滋賀県の森林政策の中の大きな課題である。

このため、検証結果を踏まえ、その運営主体である公社の抜本的改革を図りつつ、県財政への負担を軽減するとともに、公社営林を県民共有の財産として捉え、多様な機能が発揮できるよう、適正に維持・管理し活用していくことが重要である。

2. 検証の内容

(1) 造林公社問題に関する事実を、以下の観点から検討し明らかにする。

- ・ 社会経済情勢
- ・ 国および国関係機関の政策の状況
- ・ 滋賀県の政策の状況
- ・ 両造林公社の事業運営の状況
- ・ 両造林公社の経営改善の取組の状況

(2) 明らかになった事実を基に、造林公社の経営悪化に至った要因を分析し明らかにする。

3. 検証の方法

次のような方法により行う。

- ・ 原資料、データ、検証用作成資料による調査・検討
- ・ 関係者へのヒアリング
- ・ 現地調査

4. 検証報告のとりまとめ

検証の経過と結果は、検証報告としてとりまとめる。

5. 県民への周知、意見

会議は原則公開とする等により、検証の経過と結果について県民へ情報提供、意見聴取に努める。

造林公社問題検証委員会の経過

造林公社問題検証委員会設置 平成20年10月21日(火)

造林公社問題検証委員会委員の委嘱 平成20年12月18日(木)

第1回会議 平成20年12月18日(木) 15:30～17:30

(会議) 委員会の目的および所掌事務等について
公開および傍聴の取り扱い等について
造林公社問題の経過と現状について
検証の進め方について

第2回会議 平成21年1月23日(金) 10:00～17:30

(現地調査) 甲賀市(旧信楽町)黄瀬事業地
(会議) 造林公社問題に関する主要な事実経過について
(造林公社の設立頃からびわ湖公社の造林の終了頃まで)

第3回会議 平成21年2月9日(月) 13:00～17:35

(会議) 参考人からの意見聞き取り(宮城定右衛門氏(林業家))
造林公社問題に関する主要な事実経過について
(造林の終了頃から現在まで)
検証の主要な論点について

第4回会議 平成21年3月30日(月) 13:00～17:05

(会議) 造林公社問題に関する主要な事実経過について(補足説明)
日本政策金融公庫からの資料提供について
検証の主要な論点について

第5回会議 平成21年4月21日(火) 10:00～16:45

(現地調査) 米原市(旧伊吹町)上板並事業地
(会議) 造林公社問題に関する主要な事実経過について(補足説明)
検証の主要な論点について

第6回会議 平成21年5月19日(火) 13:00～16:10

(会議) 造林公社問題に関する主要な事実経過について(補足説明)
論点と議論「中間まとめ」(案)について

平成21年5月22日(金)～6月12日(金)

論点と議論「中間まとめ」(案)について一般から意見の募集

第7回会議 平成21年6月16日(火) 13:00～17:30

(会議) 論点と議論「中間まとめ」(案)について一般からの意見について
論点と議論「中間まとめ」(案)について県議会造林公社問題対策特別委員会からの意見について
報告(素案)について
傍聴者からの意見の聞き取りについて
報告(案)の作成について

第8回会議 平成21年7月24日(金) 10:00～12:40

(会議) 報告(案)について

知事に報告書提出 平成21年9月4日(金)

